

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書【令和7年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

青梅市は、子ども・子育て支援関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子ども・子育て支援関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

青梅市長

公表日

令和7年4月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援関係事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法および児童福祉法や学校教育法などの関連法に則り、幼稚園や保育所および学童保育所等に入園、入所する利用者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②利用者負担額や給付費の算定に必要な各種情報の照会
③システムの名称	学童保育所事務システム、福祉総合システム（保育事務サブシステム）、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入所者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の8,94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	情報照会の根拠 (1)番号法第19条8号 別表第二の116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部 子育て応援課、こども育成課
②所属長の役職名	子育て応援課長、こども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書法制課 情報公開文書係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども家庭部 子育て応援課 児童・青少年係 こども家庭部 こども育成課 保育・幼稚園係 198-8701 青梅市東青梅1-11-1 問合せ先 電話番号 0428-22-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	子育て推進課長 原島 和久	子育て推進課長 浦野 明子	事後	人事異動による変更のため
平成28年4月1日	②事務の概要	子ども・子育て支援法および児童福祉法や学校教育法などの関連法に則り、幼稚園や保育所および学童保育所等に入園、入所する利用者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②入所要件の確認 ③保護者や同居者の確認 ④利用者負担額や給付費の算定に必要な各種情報の照会 ⑤利用者負担滞納時の居所確認等に必要な各種情報の照会	子ども・子育て支援法および児童福祉法や学校教育法などの関連法に則り、幼稚園や保育所および学童保育所等に入園、入所する利用者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②利用者負担額や給付費の算定に必要な各種情報の照会	事後	事務内容の見直しによる修正
平成29年7月27日	②法令上の根拠	番号法第19条7号 別表第二の116項	情報照会の根拠 (1)番号法第19条7号 別表第二の116項 (2)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の2	事後	
平成30年9月6日	②所属長の役職名	子育て推進課長 浦野 明子	子育て推進課長	事後	人事異動による変更のため
令和2年1月31日	しきい値判断いつ時点の計数か	2019/4/1	令和元年12月1日	事後	
令和3年9月1日	②法令上の根拠	情報照会の根拠 (1)番号法第19条7号	情報照会の根拠 (1)番号法第19条8号	事後	
令和5年4月1日	「5.評価実施機関における担当部署」および「8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ」	子ども家庭部 子育て推進課 子育て推進課長 子ども家庭部 子育て推進課 子育て推進係、保育・幼稚園係	こども家庭部 子育て応援課、こども育成課 子育て応援課長、こども育成課長 こども家庭部 子育て応援課 児童・青少年係 こども家庭部 こども育成課 保育・幼稚園係	事前	組織改正による変更
令和6年12月23日	評価署名	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書 【令和2年3月31日終了】	事後	令和2年度よりマイナンバーの徴収をしていないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月1日	しきい値判断いつ時点の計数か	令和元年12月1日	令和6年11月1日	事後	
令和7年3月31日	評価署名	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書 【令和2年3月31日終了】	子ども・子育て支援関係事務 基礎項目評価書 【令和7年3月31日終了】	事前	保存年限終了により特定個人情報ファイル破棄のため